

平成21年3月30日

高松市長 大西秀人 殿

高松市情報公開審査会

会長 藤本邦人

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成18年8月18日付け高福長第374号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

## 1 審査会の結論

実施機関（高松市長をいう。以下同じ。）が一部公開および非公開（行政文書不存在を含む。）とした処分は相当であり、本件異議申立てを棄却すべきである。

## 2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容、それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

### 【高福長第374号の諮問に係るもの】

- (1) 社会福祉法人燦々会の高松さんさん荘問題に関する百条委員会に提出した弁護士から送付された①高松市当局あての平成16年1月17日に記すとした文書、②高松市長寿社会対策課あての平成16年4月26日付の文書、及び③これらの文書とともに送付された合意書写しの各全部
- (2) 社会福祉法人燦々会の高松さんさん荘問題に関する百条委員会に提出した高松地方裁判所平成17年（わ）第576号事件等の弁論要旨謄本以外の社会福祉法人燦々会の高松さんさん荘に関連する贈収賄事件に関

する冒頭陳述要旨，論告要旨，弁論要旨の各写し

(3) 高松さんさん荘の建設に関する入札結果調書写し

平成18年7月26日：請求人からの公開請求を受付

平成18年8月9日：実施機関が一部公開および非公開（行政文書不  
存在を含む。）の決定

平成18年8月14日：請求人からの異議申立書を受付

### 3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は，次のとおりである。

- (1) 本件処分は，高松市情報公開条例（平成12年高松市条例第39号。以下「条例」という。）の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は，条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には，適法に処分理由が明示されていないので，高松市行政手続条例8条に違反し，本件処分は無効である。

### 4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は，概ね次のとおりである。

本件公開請求当時，本市においては，社会福祉法人を事業主体とする老人福祉施設の整備について，国庫補助による間接補助事業等とし，施設の量的充実を図っていた。また，特別養護老人ホームの整備については，老人福祉法に基づく高松市高齢者保健福祉計画で定める整備目標量に沿うよう，特別養護老人ホーム入所希望者で，施設が満床のため入所できない待機者の人数等を勘案の上，各年度において整備枠を設定し，整備希望法人を公募により募集し計画的に実施してきた。なお，補助事業対象施設の選定にあたっては，「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対

する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日付け雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか2局長通知）において、各法人の作成した施設整備計画の審査等を行うこととされていることから、所管課において作成した評価基準により、当該整備計画の内容を評価し、それを「高松市社会福祉施設整備等審査会」にて審査している。選定された事業については、補助事業に係る交付申請等の手続を行い、施設等整備完了後、法人からの実績報告に基づき、書類審査および補助対象施設等の技術的な検査を経て、基準により算定した補助金を交付し事業完了となる。

本件公開請求の対象となった社会福祉法人燦々会を事業主体とする特別養護老人ホーム高松さんさん荘の施設整備は、平成14年4月1日現在における本市の入所待機者数に基づき、その早期解消を図るため、国の平成14年度補正予算による国庫補助対象事業での整備としたものである。なお、当該施設は、平成16年4月の施設開所により、施設入所者等の福祉の向上が図られたことから、補助目的は達成されている。

また、百条委員会については、地方自治法（昭和22年法律第67号）100条の規定に基づき、議会に与えられた調査権を持つ調査特別委員会であり、地方公共団体の事務に関し不正の疑いがある場合に、議会の議決により委任を受け、事実を究明するために設置（地方自治法110条）されるものであり、委員会は、選挙人その他の関係人の出頭および証言ならびに記録の提出を請求することができる。

本件公開請求に係る百条委員会については、特別養護老人ホーム「高松さんさん荘」に関し、平成18年2月に、前高松市議会議員と社会福祉法人燦々会の前理事長が贈賄容疑で、また、本市元助役が収賄容疑で逮捕され、3月に起訴されたことを受け、平成18年3月の第1回高松市議会定例会で、高松市社会福祉施設整備等審査会における施設選定に関する事項および社会福祉法人燦々会に対する補助金（高松さんさん荘に限る。）の交付に関する事項を調査するため、社会福祉法人燦々会の高松さんさん荘問題調査特別委員会の設置に関する決議案が提出され、全会一致により、その設置が決定された。

同特別委員会は、平成18年3月の第1回開催以降、同年8月まで合計9回にわたり開催され、この間、同委員会の調査のため請求された資料を提出したものである。

(1) 団体代表者の印影について

「入札状況調書（業務名：特別養護老人ホーム高松さんさん荘の実施設計及び工事監理業務）」および「入札状況調書（工事名：特別養護老人ホーム高松さんさん荘新築工事）」中にある団体代表者の印影については、公表すべき合理的理由および必要性がなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれが無いとはいえないから、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがある。

よって、条例7条2号に該当し、非公開が相当である。

(2) 弁護士からの書面について

弁護士からの書面については、当該文書の記述は、本市および司法当局において、その事実が認定されておらず、真偽が不明である不確実な情報が含まれていることから、これを公にすることにより、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがある。

よって、条例7条4号に該当し、非公開が相当である。

(3) 社会福祉法人燦々会の高松さんさん荘問題に関する百条委員会に提出した高松地方裁判所平成17年（わ）第576号事件等の弁論要旨謄本以外の社会福祉法人燦々会の高松さんさん荘に関連する贈収賄事件に関する冒頭陳述要旨，論告要旨，弁論要旨の各写しについて

該当文書については、取得していないため、対象となる行政文書は保有していない。

よって、当該決定のとおり、非公開（不存在）が相当である。

## 5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果、次のとおり判断する。

対象行政文書として、一部公開としたものは、請求内容2-(3)について、「入札状況調書（業務名：特別養護老人ホーム高松さんさん荘の実施設

計及び工事監理業務) (工事名: 特別養護老人ホーム高松さんさん荘新築工事)」であり、非公開情報は「団体代表者の印影(法人理事長印)」である。

非公開としたものは、請求内容2-(1)について、「高松市長寿社会対策課宛ての弁護士からの書面(平成16年4月26日付)に同封されていた高松市当局宛ての弁護士からの書面(平成16年1月17日に記す)の写し」、「高松市長寿社会対策課宛ての弁護士からの書面(平成16年4月26日付)の写し」、弁護士からの書面に添付されていた「合意書(平成16年1月22日締結)の写し」である。

請求内容2-(2)については、不存在の決定とした。

以下、これらの非公開部分について検討する。

(1) 団体代表者の印影について

印影については、公表すべき合理的理由および必要性は無く、かえって偽造等の不正利用につながるおそれも無いとは言えず、公にすることにより当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例7条2号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

(2) 弁護士からの書面について

当該文書の内容は、弁護士が職務上知り得た秘密に関する情報であり、弁護士法(昭和24年法律第205号)23条によって、守秘義務を負うことから、これを公開することは、当人の正当な利益を害するおそれがあり、条例7条2号に該当し、非公開が相当である。

(3) 行政文書不存在の当否について

高松地方裁判所平成17年(わ)第576号事件等の弁論要旨謄本以外の社会福祉法人燦々会の高松さんさん荘に関連する贈収賄事件に関する冒頭陳述要旨、論告要旨、弁論要旨の各写しについては、取得していないことから行政文書不存在とした実施機関の決定に不合理な点はない。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年8月18日	諮問書受付
平成20年12月16日	実施機関からの非公開理由書受付
平成21年2月23日	実施機関の非公開理由および争点の審査
平成21年3月23日	答申案審査
平成21年3月30日	答申